第２号様式

法令適用事前確認手続　回答書

令和５年６月５日

[redacted]

国 土 交 通 省 自 動 車 局 貨 物 課 長

令和５年５月２３日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

１　回答

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業の許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなるが、照会のあった事実については、貨物運送の対価としての有償性はなく、また、自動車の提供も無いことから運送行為も成立しないと考えられるので、照会法令（貨物自動車運送事業法第２条第２項、第３項）の適用対象とならないと考えられる。

２　当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

令和２年３月３１日付け旅客課長通達「道路運送法における許可または登録を要しない運送の態様について」の１（４）の具体例⑥において、「利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任されただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって、運送の対価とはならない」とあるほか、同項目の注１において、「自動車の提供とともに行われる運送でない場合には、そもそも運送行為は成立しない」とあり、これは貨物自動車運送事業法においても同様であると考えられる。

照会のあった事実においては、事業者甲にドライバーを派遣し、甲の所有・管理する

車両を用いて甲の保有する機材等を運搬する行為にかかる対価は、運転役務の提供に対する報酬であって、貨物運送の対価としての「有償性」はない。また、自動車の提供と共に行われる運送でないことから、運送行為は成立しないと考えられるので、照会法令（貨物自動車運送事業法第２条第２項、第３項）の適用対象とならないと考えられる。